

私たち一人ひとりの共有財産である美しい武雄市の景観を守り、育て、創ること、は、私たちの責務です。



(写真) 保養村

まちづくり部 都市計画課
23-9418
担当 中島



■ 景観計画重点区域 ■

武雄市の貴重な景観として、特に保全・形成の必要な区域を景観計画重点区域として、重点的に景観の形成に向けた取り組みを行います。武雄市では、黒髪山周辺と武雄温泉保養村周辺の2区域を指定いたしました。

○重点区域における景観づくりの基準

- ・建築物の最高の高さは、黒髪山周辺で10m、保養村周辺で20m以下となるように努めましょう。
- ・色彩は、自然素材と共通するものを使用しましょう。
- ・景観照明を抑制しましょう。・・・など

■ 景観協定 ■

景観づくりの主体は、市民の皆さんです。自分の家や店舗を建てる、その建築行為の一つ一つが景観をつくっています。自分の家などを含めた周辺区域の景観について、一人ひとりが積極的に考え、行動すれば武雄市の景観は更にすばらしいものになります。

今後、皆さんも協働による景観づくりを始めませんか。



○「景観協定」って？

市民の皆さんが住んでいる地域などに自主的に規制(決まり事)する制度で、商店街や自治会、通りに面した区画単位など、小さな規模で協定を結ぶことができます。

景観協定の効力は、土地の所有者が変わっても法的に継承され新しく住む人にも守ってもらう未来への決まり事になります。

○どういった事を決めるの？

協定の目的となる土地の区域、景観形成に関する基準、有効期間などを定めます。

景観形成に関する基準(例)

- ・道沿いに生垣やプランターなどによる緑化を推進する。
- ・商店街で照明や看板など統一し賑わいを創出する。
- ・清掃の活動回数や役割を決め、きれいなまち並みを維持する。